

## ■国の税制改正による主な改正点

変わりました

「損害保険料控除」の内容が変わり、「地震保険料控除」が創設されました。

これまでの「損害保険料控除」の内容が変わり、「地震保険料控除」となりました。控除対象は住宅や家財などの生活資産の地震保険料となり、従来の損害保険は対象にならなくなりました。

※平成18年12月31日までに契約した長期損害保険料は、対象となります。



◎詳しくは昨年の広報11月1日号をご覧ください。か、税務課市民税係(☎82-1125)へお問い合わせください。

申告が必要

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人は、翌年度の市県民税から控除されます。

平成11年から18年末までに入居した人で、所得税から住宅ローン控除が控除しきれなかった場合は、申告により市県民税から控除できる制度があります。(毎年申告が必要です)

### ▶確定申告をする人

確定申告と併せて申告してください。

### ▶確定申告をしない人

市県民税申告会場または総合事務所税務係に年末調整済みの源泉徴収票と印判を持参し、申告してください。

※年末調整で住宅ローン控除の適用を受けている人については、源泉徴収票の源泉徴収税額が0で、かつ「(摘要)住宅借入金等特別控除可能額」の欄に金額が記載されている場合、申告が必要です。

## ■所得税の確定申告が必要な人

事業・農業・漁業などを営んでいたり、公的年金・地代・家賃・配当・不動産売却などの所得がある人で、**各種所得の合計金額が所得控除の合計額を超える人**は確定申告が必要です。給与所得者については、年末調整で精算されるので確定申告をする必要はありませんが、次のような場合は確定申告が必要です。

- ▶平成19年中の給与収入が2,000万円を超える人
- ▶給与を1か所から受けている人で、給与所得および退職所得以外の所得が20万円を超える人
- ▶給与を2か所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える人

## ■市県民税の申告が必要な人

平成20年1月1日現在、市内に住所のある人は市県民税の申告が必要です。昨年一年間収入がない場合でも、国民健康保険に加入している人(※1)や所得証明等が必要な人は申告が必要となります。ただし、次の人は除きます。

- ▶所得税の確定申告をした人
- ▶収入が給与や公的年金だけで、事業所などから給与支払報告書または公的年金支払報告書が市に提出されている人

◎給与所得以外の所得が20万円以下の場合、確定申告をする必要はありませんが、市県民税の申告は必要です。

◎「年度間の所得変動に伴う市県民税の減額措置」(※2)を受ける予定の人は、所得がない場合でも、申告が必要です。

### ▶税金はどんな場合に戻ってくるの?

次のような場合には確定申告をすると給与や公的年金から**源泉徴収された所得税**が戻ってくることがあります。

- 年の途中で退職した後、再就職していない場合
- 一定の額以上の医療費を支払った場合
- 住宅ローンを使ってマイホーム等を取得した場合
- 災害や盗難などの被害を受けた場合

### ▶(※1)国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険に加入している人は、税法上の申告義務が免除されている場合でも、前年中の所得を申告する必要があります。未申告のまましていると、適正な保険料賦課ができないだけでなく、保険料の軽減判定、高額医療費の限度額の算定において不利益な扱いを受けるおそれがあります。国民健康保険事業の健全な運営のためにも申告をお願いします。

#### 【問い合わせ先】

健康増進課国保賦課収納係(☎82-1177)

### ▶(※2)年度間の所得変動に伴う市県民税の減額措置

平成18年には所得税が課税されるほどの所得があったが、平成19年には所得税が非課税となるくらいまで所得が減少した人は、**申告により、平成19年度市県民税を減額して還付します。**

#### ■申告について

今年7月1日から31日までに、税務課市民税係(平成19年1月1日現在お住まいの市町村)に、この措置を受けるための申告をしてください。

※詳細は後日広報でお知らせします。